

平成 29 年 10 月 11 日

各 位

株 式 会 社 ア ー ク コ ア
代表取締役社長 正 渡 康 弘
(コード番号:3384 名証セントレックス)
問合せ先:取締役管理本部長 土屋 勉
電 話 番 号 : (0 3) 5 8 3 7 - 3 6 1 1

第三者割当による第 5 回新株予約権 (行使価額修正条項付)
の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 10 日開催の臨時株主総会において決議いたしました、第三者割当による第 5 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関しまして、本日払込手続きが完了いたしましたので、お知らせいたします。

記

第 5 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行概要

(1) 割当日	平成 29 年 10 月 11 日(水曜日)
(2) 発行新株予約権数	3,375 個 (1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	1 個につき 381 円 (1 株につき 3.81 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	337,500 株
(5) 資金調達額(新株 予約権の行使に際 して出資される財 産の価額)	118,735,875 円 (内訳) 新株予約権発行分 1,285,875 円 新株予約権行使分 117,450,000 円
(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初の行使価額は 1 株につき 348 円とします。 なお、当社は、平成 30 年 1 月上旬に公表する予定の平成 30 年 2 月期第 3 四半期に係る決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における連結純資産の額が 0 円未満である場合、同決算短信が開示された日から 3 営業日が経過した日の翌営業日に新株予約権者に対し、書面又は電磁的方法により通知することにより、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を指示することができます。この場合、行使価額は行使指示が行われた日の翌営業日に、上記行使指示が行われた日の株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の市場終値(ただし、同取引所において当社普通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した場合(同取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)

	のとする)はその翌営業日の終値)の75%(ただし、下限を当初行使価額の30%である104円とし、1円未満の端数が生じる場合には、四捨五入する。)に修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当により AK Capital 株式会社 に全て割り当てます。
(8) 譲渡制限及び行使 数量制限の内容	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	<p>①買取請求権 本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額で取得することが可能です。</p> <p>②買戻請求権 本新株予約権は、一定の条件を満たした場合には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の発行価額相当額で買い取りの請求を行える買戻請求権が付されております。</p> <p>③行使の目的となる株式 本新株予約権が行使された場合には、当社保有の自己株式を割り当てする予定であります。</p> <p>④その他 平成 29 年 10 月 10 日開催予定の当社臨時株主総会において承認されることを発行の条件とします。</p>

(注) 資金調達の額は、新株予約権の発行価額の総額 (1,285,875 円) に、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定されたした場合に行使に際して払い込むべき金額の総額 (117,450,000 円) を合算した金額となります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。